α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

F_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.011

G_{15} ＝ 0.019

G_{16} ＝ 0.019

G_{17} ＝ 0.019

G_{18} ＝ 0.016

G_{19} ＝ 0.016

G_{20} ＝ 0.019

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のう

α　当該都道府県の財政力指数（当該都道府県に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に都道府県の境界変更によつてその区域に異動のあつた都道府県については、当該都道府県が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、当該境界変更に係る区域の額は、関係都道府県知事が協議して分別した額による。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

F_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定道路整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

G_{14} ＝ 0.023

G_{15} ＝ 0.020

G_{16} ＝ 0.020

G_{17} ＝ 0.019

G_{18} ＝ 0.016

G_{19} ＝ 0.019

G_{20} ＝ 0.019

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のう